

熊本県みどりの農林水産業推進協議会 運営要領

(目的)

第1条 この要領は、熊本県みどりの農林水産業推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役割)

第2条 協議会は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下「みどりの食料システム法」という。）第15条に規定する、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針第4の3の（3）に基づき、関連のある団体により協議会を組織し、県及び市町村が定める基本計画の実行性を高めるため、当該基本計画に定める事項並びに環境と調和のとれた食料システムの確立・推進に必要な取組み及びその進捗について、協議又は調整するものとする。

2 協議会は、構成員が相互の連絡を図ることにより、環境と調和のとれた食料システムの推進を図るために必要な取組みの方向性を共有するとともに、構成員が一体性をもって活動に取り組むものとする。

3 協議会は、前項の取組みにより、環境と調和のとれた食料システムを推進するものとする。

(委員)

第3条 委員は、別表に掲げる機関及び団体の役職員をもって充てる。

(組織)

第4条 協議会は、委員をもって組織する。

2 協議会に会長を置く。

3 会長は、熊本県農林水産部長をもって充てる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長が指定する者がその職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 会長は、協議会を主宰し、会議の座長となる。

(幹事会)

第7条 協議会は、必要に応じて幹事会等を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 協議会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、熊本県農林水産部生産経営局農業技術課において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和4年（2022年）10月20日から施行する。

この要領は、令和5年（2023年）8月1日から施行する。

この要領は、令和5年（2023年）12月20日から施行する。

別表

区分	機関及び団体名
特別顧問（学識経験者）	熊本県立大学 環境共生学部
農林水産団体	熊本県農業協同組合中央会
	熊本県経済農業協同組合連合会
	熊本県果実農業協同組合連合会
	熊本県畜産農業協同組合連合会
	熊本県酪農業協同組合連合会
	熊本県森林組合連合会
	一般社団法人熊本県木材協会連合会
	熊本県漁業協同組合連合会
農業者団体	熊本県認定農業者連絡会議
生産指導団体	特定非営利活動法人熊本県有機農業研究会
農業機械団体	熊本大分農業機械商業協同組合
流通・販売関係者	熊本県青果卸市場連合会
	鶴屋商事株式会社
	イオン九州株式会社
消費者団体	特定非営利活動法人熊本消費者協会
教育	熊本県教育庁
行政	熊本県町村会
	熊本県市長会
県	熊本県農林水産部